

平成 20 年 12 月 29 日

各 位

会社名 アドアーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中川 健男
(JASDAQ・コード番号 4712)
問合せ先 経営企画室課長 石川 宇正
(TEL. 03-5623-1115)

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの基本方針の一部改定について決議いたしましたのでお知らせいたします。

尚、今回の改定箇所につきましては、下線表示しております。

記

当社は、会社法に基づき「取締役に職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針につきましては、取締役会で以下の通り決定し、監査・監督機能の強化に努めております。

1. 取締役及び使用人の職務に執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の行動模範として「アドアーズ行動基準」「アドアーズ法令遵守マニュアル」を定め、社内研修等を通じて全社員に周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会においてコンプライアンス・リスク管理部が立案したコンプライアンスおよびリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
- (3) 法令及び定款に違反する行為が行われ、または行われようとしていることにつき、使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文章管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業環境、災害、サービスの品質及び情報セキュリティに係るリスクについては、リスク管理規定に基づいた運用およびそれぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- (2) 各担当部署を横断するリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス・リスク管理部が行い、各種契約を始めとした法務案件全般については、法務審査グループがその対応を行う。
- (3) 今後新たに生じるリスクについては、取締役会は速やかに担当取締役または担当部署を定め、迅速な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を適宜招集、開催する。さらに各関連部門の責任者及び指名を受けた者で構成される経営会議を月2回開催し、事前に十分な検討、審議を行うことにより、経営の意志決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
- (2) 代表取締役、各関連部門の責任者等で構成される月次業績検討会、本部長会議等の各会議体の定期的な開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき、都度の迅速な検討を行い、適切な対応を実施する。
- (3) 各会議体においては、IT、電子媒体等を活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。

5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当該会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定、並びに法令遵守体制については、関係会社管理規程を定めて適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を設置すること、または監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重した上でこれを実施する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 重大な法令違反及び事業活動に伴う事故等が発生した場合につき、当該部署は、その内容を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 常勤監査役は、経営会議、その他重要な会議に出席するものとし、当該会議において、代表取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況及び内部監査部門の実施状況等につき、定期的に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 監査効率の向上を図るため、内部監査部門を監査役の行う監査の円滑な遂行に協力させる体制を確保する。
- (2) 監査役が意見の形成等のため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨を行動規範「アドアーズ行動基準」に明文化し、朝礼等での唱和を通じて全社員への周知徹底を図っております。

また、平素から総務部が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに
万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携
して組織的に対処いたします。

以上